

第7回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月6日（水） 午後1時30分から2時10分

2 開催場所 高岡市役所 803 会議室

3 委員定数 18 人

4 出席委員数（17 人）

1 番	篠原	誠一郎	3 番	石黒	昇
4 番	杉山	逸郎	5 番	吉田	重成
6 番	寺嶋	哲	7 番	石王	純子
8 番	山崎	明夫	9 番	山田	元徳
10 番	野原	弘美	11 番	向井	正弘
13 番	山田	正	14 番	川渕	順正
15 番	常木	準	16 番	矢後	暁二
17 番	浦野	智稔	18 番	福田	達夫
19 番	北川	浩一			

5 欠席委員 12 番 村上 伊千子

6 議事日程

議案第 44 号 農地の権利移動について〔農地法第 3 条許可申請〕

議案第 45 号 農地転用について〔農地法第 4 条許可申請〕

議案第 46 号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条許可申請〕

議案第 47 号 高岡市農用地利用集積計画（R6.12.1 公告分）について

議案第 48 号 高岡市農用地利用集積計画（中間管理事業に係る市公告分）について

議案第 49 号 特定農地貸付に係る承認について

報告第 32 号 耕作の事業行う者が農業用施設に転用する場合の届出について

報告第 33 号 市街化区域内の農地転用について〔農地法第 4 条届出〕

報告第 34 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について
〔農地法第 5 条届出〕

報告第 35 号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第 18 条通知〕

報告第 36 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について

7 農業委員会事務局職員

事務局次長 石黒 伸英

主任 石崎 真代

議 長

これより、第7回高岡市農業委員会総会を開会いたします。
総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は18名、現在の出席委員は17名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。

議事録署名委員に、16番 矢後委員、17番 浦野委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。議案第44号を議題とします。
(3条) なお、この中には、向井委員に関わる案件が含まれております。
これにつきましては、後ほど退席をお願いしますのでよろしくお願いし
ます。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第44号 農地の権利移動についてご説明いたします。
今回は申請件数で4件、面積にして7,990㎡となっております。申請内容
については、次ページをご覧ください。

申請番号3は経営面積が0になっていますが、受人は過去に3年程農業法
人で農作業に従事した経験があり、申請地では受人の祖母、親、配偶者、子
と一緒に耕作するとのことでした。

以上4件につきましては、地区担当委員の方に通知いたしております。ま
た、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議
をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、委員が関わらない案件について、お諮りします。

(異議なし)

番号1から番号3までについて、原案どおり承認してもよいか、挙手でお
諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔 挙手 〕

賛成多数と認めます。

よって、これらの案件については、原案どおり承認することに決しました。

次に、向井委員に関わる案件について審議いたしますので、向井委員の退席を求めます。

〔 向井委員 退席 〕

番号 4 の案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。向井委員の退席を解きます。

議 長

次に、議案第 4 5 号を議題とします。
なお、この中には、向井委員に関わる案件が含まれております。
これにつきましては、後ほど退席をお願いしますのでよろしくお願いします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 45 号 農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 2 件、面積にして 63.32 m²となっております。
申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 2 については、営農型太陽光発電を行うため、支柱部分について一時転用許可を申請するものです。農地全体の面積は 1,519 m²であり、一時転用期間は 3 年、下部の農地での栽培予定作物はかんしょ（さつまいも）です。

以上 2 件につきましては、地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。
よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので委員が関わらない案件について、お諮りします。

(異議なし)

番号1について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔 挙手 〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

次に、向井委員に関わる案件について審議いたしますので、向井委員の退席を求めます。

〔 向井委員 退席 〕

番号2の案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

向井委員の退席を解きます。

議 長

次に、議案第46号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第46号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で2件、面積にして2,894㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号2は病院及び老人保健施設の駐車場敷地を拡張するものです。

以上2件は地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。
よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔 挙手 〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長

次に、議案第 47 号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 47 号 高岡市農用地利用集積計画（R6. 12. 1 公告分）について説明いたします。

今回の申し出は、7 件です。
期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。
個別の申し出内容については、10 ページに記載しております。

以上、今回の利用権設定 7 件について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔 挙手 〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第 48 号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 48 号 高岡市農用地利用集積計画（中間管理事業に係る市公告

分について説明いたします。

今回の申し出は、2件です。

期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。

個別の申し出内容については、14 ページに記載しております。

以上、今回の利用権設定2件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第49号を議題とします。(特定農地貸付)
内容について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第49号 特定農地貸付けに関する承認について説明いたします。

特定貸付けとは、地方公共団体や農協等が市民農園を開設する際に行う貸借のことです。農業委員会の承認を受けて、土地の所有者から農地を借り受け、区画を割り、市民農園として貸出を行います。

今回、高岡市農業協同組合より、市民農園の実施面積の変更についての承認申請があったものです。

詳細は次ページをご覧ください。

東部地区の1か所を転用目的のため廃止するものです。併せて、農地提供者が相続により変更となっています。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について、原案どおり承認してもよいか、

挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔 挙手 〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、報告第 32 号から第 36 号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局

報告第 32 号は、耕作の事業を行う者が農業用施設に転用する場合の届出についてであります。

この届出は、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出です。

市街化調整区域や非線引都市計画区域内の農地を転用する際には、県知事の許可を得る必要がありますが、耕作者が、農道や水路、2 アール未満の農業用施設を整備するために自己転用する場合は、県知事の許可は不要であり、農業委員会へ事前に届出を行うことになっています。

今回の申請件数は 1 件、面積にして 111 m²、転用目的は農業用倉庫です。

続きまして報告第 33 号は、市街化区域内の農地転用についてであります。

今回は申請件数で 1 件、面積にして 110 m²となっております。

申請内容については、次ページをご覧ください。

この案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして報告第 34 号市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で 15 件、面積にして 9,023 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

同一案件は、申請番号 1～5 が動物病院駐車場の敷地拡張、申請番号 6～7 が分譲宅地です。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして報告第 35 号農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で1件、面積にして242.96㎡となっております。
内容については次ページ以降に記載のとおりです。

続きまして報告第36号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理
事業に係る県公告分）について説明いたします。

今回の申し出は、29件です。
期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。
個別の申し出内容については、30ページ以降に記載しております。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいた
しております。

今回の利用権設定及び中間管理事業を反映した流動化率は、43.69%と
なっております。

以上で報告の説明を終わります。

議 長

この案件について質疑ありませんか。
ないようですので報告については承認することといたします。

本日の議案審議は終了いたしました。

以上をもちまして、第7回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和6年11月6日

議事録署名

議事録署名